

附 属 明 細 書

令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月 31日まで

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表の注記で記載しているため附属明細書での記載は省略している。

2. 引当金の明細

引当金の明細については、該当事項がないため附属明細書での記載は省略している。